

○参考資料

	資料	ページ
1	身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて（平成30年4月27日付け医政医発0427第2号）	44
2	市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について（平成30年8月30日付け老高発0830第1号・老振発0830第2号）	45-47
3	身元保証等の取組に関するアンケート結果	48-60
4	さいたま市社会福祉協議会「高齢者くらしあんしん事業」パンフレット	61-64
5	越谷市社会福祉協議会「みまもり・あんしん事業」パンフレット	65-68
6	「身元保証」や「お亡くなりになられた後」を支援するサービスの契約をお考えのみなさまへ（消費者庁・平成30年8月）	69-76
7	身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（概要版）	77-78
8	身元保証を考える（上）・東京新聞（令和3年3月2日）	79
9	身元保証を考える（中）・東京新聞（令和3年3月3日）	80-81
10	身元保証を考える（下）・東京新聞（令和3年3月4日）	82
11	独り身高齢者 安全網に隙・日本経済新聞（令和3年3月16日）	83

医政医発 0427 第 2 号
平成 30 年 4 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において
入院を拒否することについて

医療機関において、患者に身元保証人等がないことのみを理由に、入院を拒否する事例が見受けられるが、当該事例については下記のとおり解すべきものである。貴職におかれては、貴管下保健所設置市、特別区、医療機関及び関係団体等への周知をお願いするとともに、貴管下医療機関において、患者に身元保証人等がないことを理由に入院を拒否する事例に関する情報に接した際には、当該医療機関に対し適切な指導をお願いする。

記

医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第 1 項において、「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」と定めている。ここにいう「正当な事由」とは、医師の不在又は病気等により事実上診療が不可能な場合に限られるのであって、入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第 19 条第 1 項に抵触する。

老高発 0830 第 1 号
老振発 0830 第 2 号
平成 30 年 8 月 30 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局
高齢者支援課
振 興 課

市町村や地域包括支援センターにおける
身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について

我が国においては、少子高齢化が進展し、高齢者の単身世帯が増加していることを背景に、主に一人暮らしの高齢者等を対象とした、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスを提供する事業形態（以下「身元保証等高齢者サポート事業」という。）が生まれている。

こうしたサービスの需要は、今後一層高まっていくことが見込まれている一方で、指導監督に当たる行政機関が必ずしも明らかではなく、また、利用者からの苦情についてもほとんど把握されていないことに鑑み、消費者委員会は、平成 29 年 1 月 31 日に、当該事業に係る消費者被害を防止する観点から、「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」（以下「建議」という。）を取りまとめた。

当該建議において、「厚生労働省は、関係行政機関と連携して、身元保証等高齢者サポート事業において消費者問題が発生していることを踏まえ、事業者に対してヒアリングを行うなど、その実態把握を行うこと。」等とされていることを踏まえ、厚生労働省は、平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムの構築に向けた公的介護保険外サービスの質の向上を図るための支援のあり方に関する調査研究事業」（以下「調査研究事業」という。）において実態調査を行うとともに、利用者に対する支援の在り方について検討を行い、報告書が取りまとめられたところである。

今般、報告書の内容を踏まえ、各市町村や地域包括支援センターにおける、身元保証等高齢者サポート事業に関する相談を受けた場合の取扱いを下記のとおり示すので、貴管内市町村へ周知するとともに、適切な運用に努められたい。

なお、本通知は消費者庁消費者政策課と協議済みであり、その内容は同課から

各都道府県・市町村の消費生活センター・相談窓口にも周知される予定であることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言である。

記

1. 身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について

高齢者の単身世帯が増加していること等を背景に、身元保証等高齢者サポート事業の需要は今後も一層高まっていくことが見込まれているが、高齢者やその家族等が身元保証等高齢者サポート事業を利用する場合、高齢者等は、どのような点に着目してサービス内容や事業者を選択すれば良いのか分からない、どの機関に相談したら分からない等の不安を抱えている。

こうした課題に対応するため、調査研究事業は、高齢者等が安心して身元保証等高齢者サポート事業を利用できるよう、当該事業についての説明と、利用する事業者及びサービスを検討する際のポイントを示した普及啓発資料（以下「ポイント集」という。）を作成した。

市町村や地域包括支援センターにおいては、身元保証等高齢者サポート事業に関する相談を受けた場合は、別添のポイント集を適宜活用し、適切な助言を行うようお願いする。

また、高齢者やその家族等が身元保証等高齢者サポート事業を安心して利用するためには、当該事業による消費者被害を防ぐことも重要であることから、消費者行政部局との連携を一層促進し、必要な情報共有や、関係部署間の連携体制の構築等に努められたい。その際、一部の市町村等の消費者行政部局においては、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）に基づいて設置できる消費者安全確保地域協議会を活用し、消費生活上特に配慮を要する消費者の見守り等必要な取り組みを行っていることを踏まえ、地域包括支援センター等が構築を推進している地域のネットワークとの連携を図られたい。

2. 介護施設等における身元保証人等に求める役割

介護施設等における身元保証人等に求める役割等の実態については、消費者委員会が平成 29 年 1 月に取りまとめた建議において、実態の把握等が求められている。

これを踏まえ、平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業」において、介護施設等が身元保証

人等に求める役割等の実態を調査した結果が公表されたところである。

本調査の結果、介護施設への入所（入院・入居）時に本人以外の署名を求めている施設は 95.9%を占めており、施設側が身元引受人等に求める機能・役割は、本人の責任範囲を超えた場合における滞納リスクの回避、本人の能力が衰えた場合における身上保護および財産管理に大別されることが明らかとなった。

なお、平成 30 年 3 月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議でも周知したところであるが、介護保険施設に関する法令上は身元保証人等を求める規定はなく、各施設の基準省令においても、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入院・入所希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない。

介護保険施設に対する指導・監督権限を持つ都道府県等におかれては、管内の介護保険施設が、身元保証人等がないことのみを理由に入所を拒むことや退所を求めるといった不適切な取扱いを行うことのないよう、適切に指導・監督を行うようお願いする。

【参考】

- 平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムの構築に向けた公的介護保険外サービスの質の向上を図るための支援のあり方に関する調査研究事業」報告書
※<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=32522>

- 平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業」報告書
※https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/mhlw_kaigo2018.html

身元保証等の取組に関するアンケート調査結果（県社協実施）

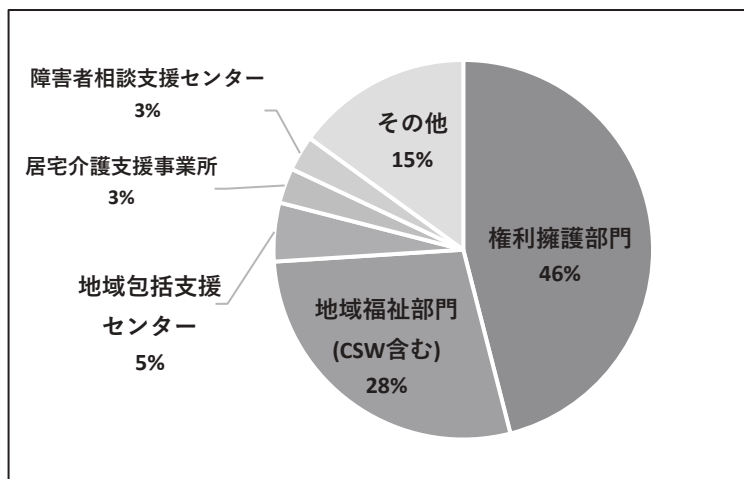
実施時期：令和2年7月

実施対象：県内63市町村社協（回答率100%）

※複数回答可の設問については、総回答数に対する割合

回答の作成に御協力いただいた社協内の部署等について教えてください

項目	構成比
権利擁護部門	46%
地域福祉部門(CSW含む)	28%
地域包括支援センター	5%
居宅介護支援事業所	3%
障害者相談支援センター	3%
その他	15%
合計	100%



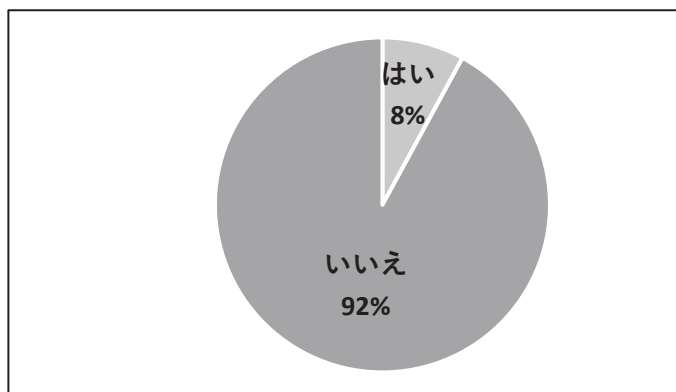
<その他の内容>

- ・地域福祉課総合相談係
- ・総務課 地域づくり係
- ・総務課事業係
- ・生活支援係（権利擁護センター・貸付等）
- ・自立相談支援センター
- ・事務局
- ・生活困窮者自立相談支援事業
- ・事業係
- ・地域福祉係
- ・部署は設けていない
- ・在宅福祉事業係

【1. 貴社協の取組について】

Q1 貴社協では、身元保証に関するサービスを行っていますか

項目	回答数
はい	5
いいえ	58
合計	63

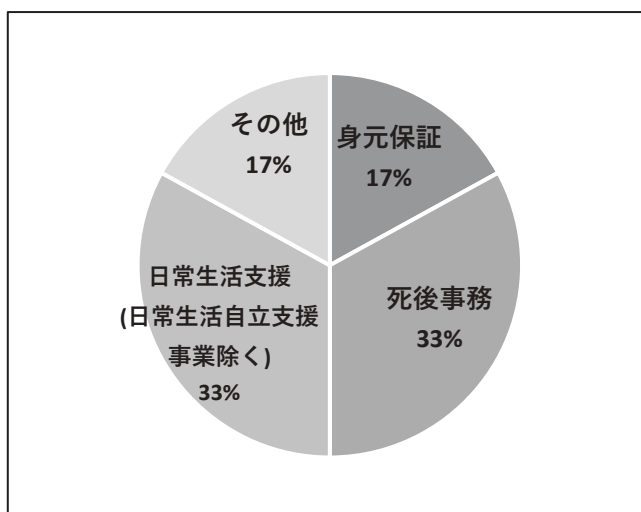


約9割の社協が身元保証に関するサービスを行っていない。

「はい」のうち、2社協では身元保証に特化した事業を実施。3社協では、通常の社協事業の中で実施。

Q2 Q1で、はいと答えた場合、どのようなサービスを行っていますか（複数回答可）

項目	構成比
身元保証	17%
死後事務	33%
日常生活支援 (日常生活自立支援事業除く)	33%
その他	17%
合計	100%



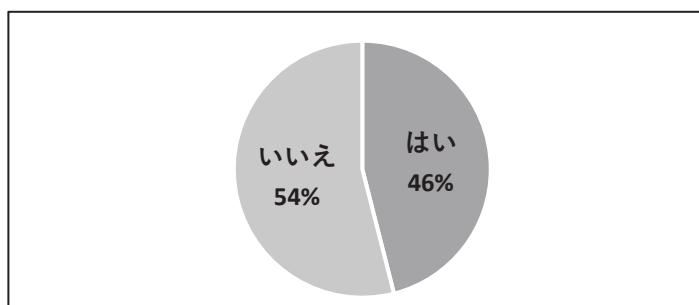
※事業を実施している2社協の回答を集計

<その他の内容>

身元保証に準ずるサービス

Q3 貴社協では、法人後見を行っていますか

項目	回答数
はい	29
いいえ	34
合計	63

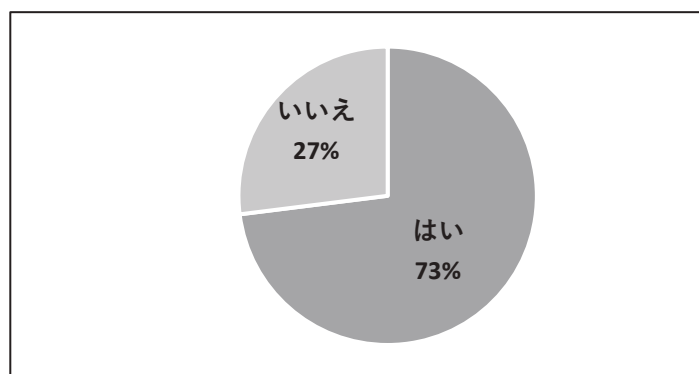


半数近くの社協が法人後見を行っている。

【2.身元保証について】（期間：おおむね5年間）

Q1 本人やそのご家族から、身元保証に関する相談を受けたことがありますか

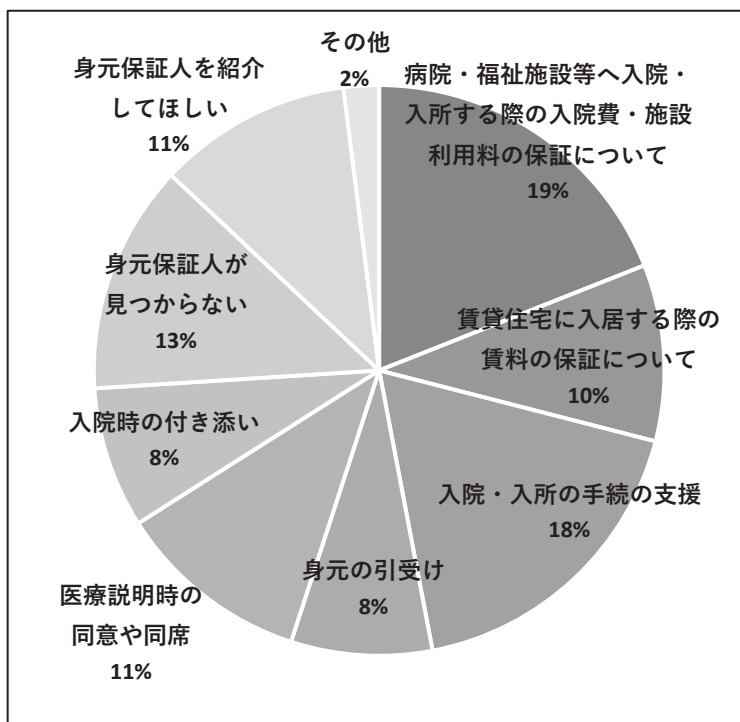
項目	回答数
はい	46
いいえ	17
合計	63



本人やご家族から、身元保証に関する相談を約7割の社協が受けている。

Q2 どのような相談内容でしたか（複数回答可）

項目	構成比
病院・福祉施設等へ入院・入所する際の入院費・施設利用料の保証について	19%
賃貸住宅に入居する際の賃料の保証について	10%
入院・入所の手続の支援	18%
身元の引受け	8%
医療説明時の同意や同席	11%
入院時の付き添い	8%
身元保証人が見つからない	13%
身元保証人を紹介してほしい	11%
その他	2%
合計	100%



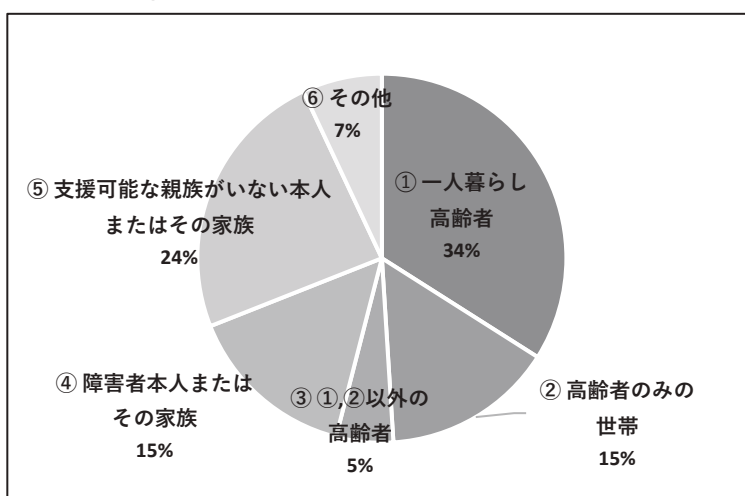
身元保証に関する相談内容は「病院・福祉施設等へ入院・入所する際の入院費・施設利用料の保証について」が最も多く、次に「入院・入所の手続の支援」となっている。

<その他の内容>

- ・死後事務について
- ・認知症のため賃貸住宅の更新手続きが必要であることも理解出来ず担当CMより相談があった。
- ・家族に何かあったときに本人のことを手伝ってくれる支援制度がないか知りたい。自分に何かあったとき、利用できる制度はないか。

Q3 相談者の属性について教えてください（複数回答可）

項目	構成比
① 一人暮らし高齢者	34%
② 高齢者のみの世帯	15%
③ ①,②以外の高齢者	5%
④ 障害者本人またはその家族	15%
⑤ 支援可能な親族がない本人またはその家族	24%
⑥ その他	7%
合計	100%



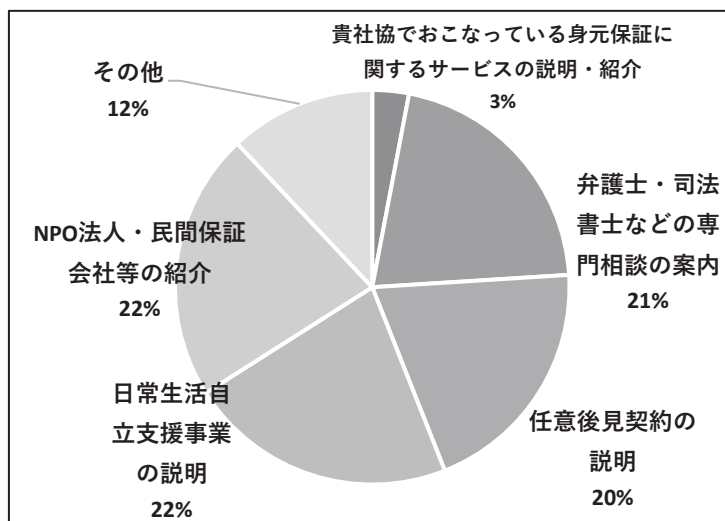
半数以上が高齢者からの相談である。

<その他の内容>

- ・関係機関
- ・友人、知人
- ・相談支援機関
- ・地域包括支援センター等の関係者
- ・認知症高齢者
- ・施設職員
- ・一人暮らしの高齢者から相談を受けた民生委員
- ・行政機関、地域住民
- ・福祉施設職員

Q4 相談を受けた場合の対応について教えてください（複数回答可）

項目	構成比
貴社協でおこなっている身元保証に関するサービスの説明・紹介	3%
弁護士・司法書士などの専門相談の案内	21%
任意後見契約の説明	20%
日常生活自立支援事業の説明	22%
NPO法人・民間保証会社等の紹介	22%
その他	12%
合計	100%



「日常生活自立支援事業の説明」と「NPO法人・民間保証会社等の紹介」(約22%)が最も多く、次いで「任意後見契約の説明」(約20%)となっている。

<NPO法人・民間保証会社の具体名>

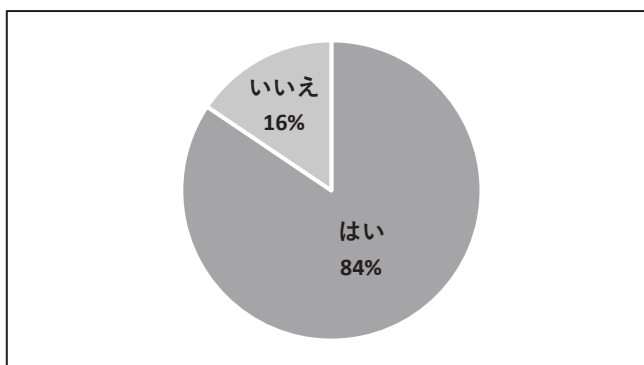
- ・NPO法人きずなの会
- ・一般社団法人在宅生活支援パートナー協会
- ・NPO法人市民後見かわぐち
- ・NPO法人三松会
- ・NPO法人つばき
- ・NPO法人くらしの相談室
- ・一般社団法人こころネット
- ・一般社団法人在宅生活支援パートナー協会「きいろの窓口」
- ・一般財団法人高齢者住宅財団
- ・成年後見センター
- ・みらい事業（NPO法人たくみ）
- ・オリーブ社会福祉士事務所
- ・民間介護施設紹介センター
- ・NPO法人ほほえみ会
- ・しんらいふ

<その他の内容>

- ・行政の担当部署へ相談
- ・ケース会議にて検討、市長申し立て（成年後見制度）
- ・後見制度について情報提供
- ・法定後見人をつけることで、身元保証を求められない場合もあることを説明している。
- ・相談者自身がNPO法人等を検討している場合がある。
- ・関係機関への相談
- ・お金があればNPOや民間、なければ友人知人、それもだめなら病院と相談してはどうか
- ・URの紹介
- ・行政・関係機関の紹介
- ・ホームロイヤーをされている弁護士事務所の情報提供
- ・賃貸契約の場合は保証協会の説明、判断能力が低下している人の場合は法定後見の説明
- ・事務手続きについては可能な限り支援するが、保証人にはなれないと回答した。

Q5 施設入所や入院の際に、身元保証人がいなくても入所や入院ができた方はいますか

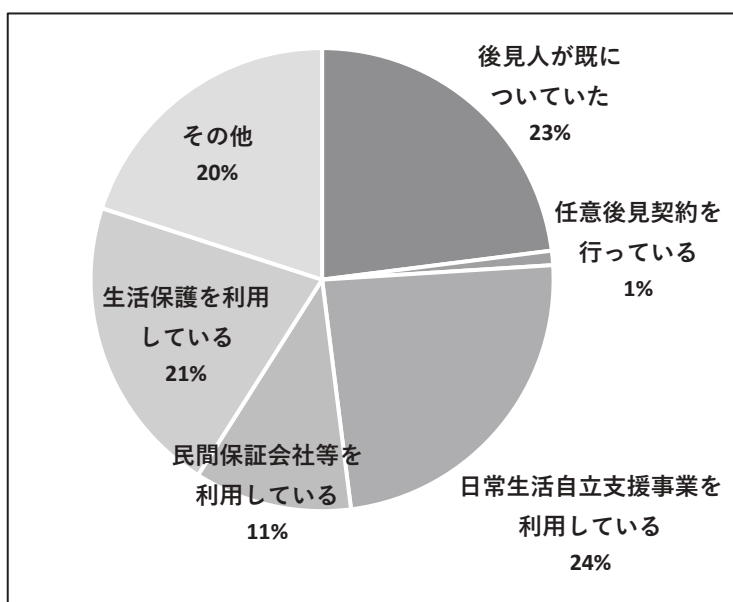
項目	回答数
はい	38
いいえ	7
合計	45



大多数が身元保証人がいなくても入所や入院ができたと回答している。

Q5-1 入所や入院ができた理由を教えてください（複数回答可）

項目	構成比
後見人が既についていた	23%
任意後見契約を行っている	1%
日常生活自立支援事業を利用している	24%
民間保証会社等を利用している	11%
生活保護を利用している	21%
その他	20%
合計	100%



日常生活自立支援事業や後見制度を利用している割合が多い一方、任意後見契約を行っていた割合はわずかである。

<その他の内容>

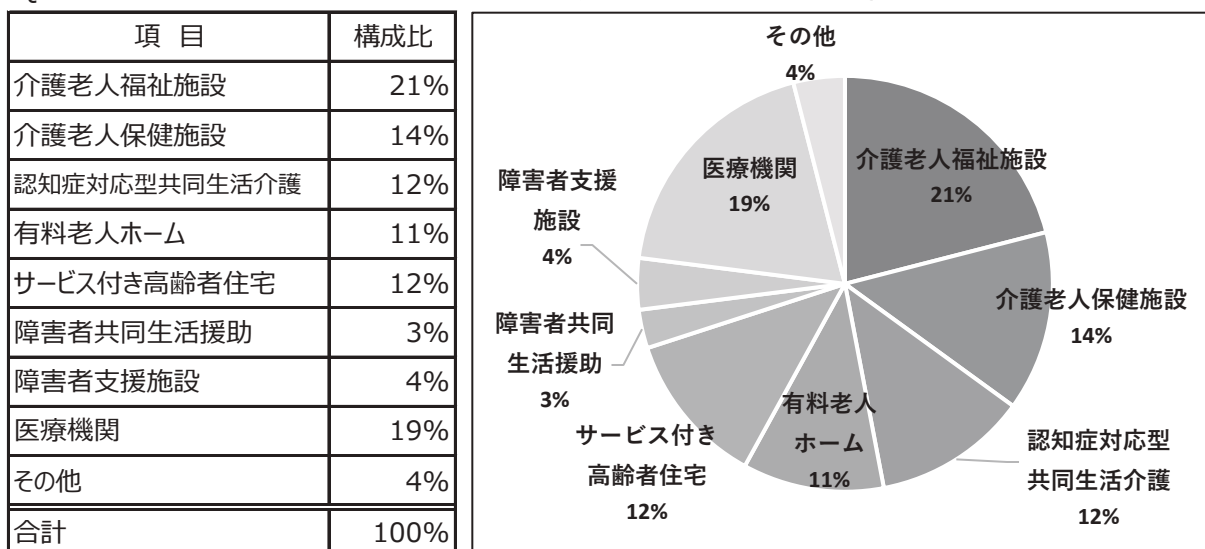
- ・救急搬送
- ・後見人の手続きをする予定
- ・国の通知上では、身元保証などがなくても入所や入院ができることになっている旨を伝える。
- ・病院が入院を承諾いただいた。
- ・社協等の関係機関がついていることで認められる場合がある。
- ・北関東の施設で身寄りがいない人可の施設があった。
- ・掛かり付けで長期間通院していた病院であった。
- ・関係機関が関わっていたため。
- ・親族対応
- ・施設で受け入れしてくれた。
- ・受け入れ先の理解
- ・入院や入所に際して、病院や施設から求められる保証機能の整理とそれへの対応を協議し、見通しを立てたうえで、病院、施設にご納得いただいた。
- ・病院では常連で顔が知られているため、特別に認められた。施設入所されている方の入院。
- ・本人に資力があり、入所費用がまかなえない可能性がないために、スムーズに入所できたのだらうと思われま
- す。
- ・通所サービスを使うことができた方がいる
- ・身元保証人はいたが、体調がおもわしくなかったため、身元保証人が対応できない時は、社協が対応するとの口約束で入院できた。

Q5-2 身元保証人がいないことによって、困ったこと、問題になったことはありますか。
例えば、代わりに求められたことなどがあれば教えてください。

回答内容
成年後見人等が選任されるまで、施設入所もしくは入院できないというケースがあった。
施設入所の契約など
・医療同意を求められた ・死後、日常生活自立支援事業利用者の支払いを求められた ・日常生活自立支援事業利用者の施設入所申し込みを求められた
日常生活自立支援事業の利用者で書面の「身元保証人」の表示を二重線で消して「請求書送付先」等に変更したことはあります。また、身元保証を本人・関係者等から相談され、断り、他社ご案内し、その後どうされたのか不明な方も多いです。
施設入所の契約ができない。アパートが借りられない。日常生活自立支援事業の利用者が入院中に亡くなってしまった後の入院費の支払い等の死後事務。
日常生活自立支援事業を利用していることで、判断能力が落ちて、後見相当になった場合市長申し立てで後見に移る事を前提に入所を申し込んでいる。
生活保護受給者でしたが、医療行為の同意や入院手続きを求められたことがある
あんサポを契約している方が入院すると病院から身元保証人をしてくれと電話があることが多い。
入院・入所を断られてしまう。入院時や死後の対応をどうするか、相談される。名前だけでも書いて欲しいなどと迫られることがある。

<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業の利用で入院することができる方はいるが、施設入所については、保証人を立てなければ、入所ができないという事例は多くある ・医療同意ができる親族がないという理由で入院を拒否された事例もある
介護保険サービス利用時の説明と契約書の取りかわし。
入院する際、同意の署名を求められた。
成年後見人(第三者後見)が存在しても、加えて親族の身元保証人がいないと施設入所できないと断られたことがあった。同様の問題について、埼玉弁護士会会長名で「介護老人保健施設入所または通所を希望する者に対する不適切な取り扱いを速やかに是正させ、これを適切に監督することを求める要望書」(2019年07月17日)という声明文が出ていることを確認した。
あんサポを身元保証(利用料の保証)と勘違いして問い合わせがあった
入院手続を利用者で行う際、身元保証人の記載欄は必ず記載するようにこの依頼があったが、市の生活保護担当ケースワーカーから身元保証人になれる人がいないことを説明し、記載不要となった・身元保証人がいないと施設入所が難しいと言われた際に、市長申立てを進めていくこと、成年後見人が就くまでの間は市ケースワーカーと日常生活自立支援事業専門員で協力し支援していくことを伝えたとこ、入所できた。
賃貸住宅の契約更新時、大家から身元保証人欄への記入を求められたが、当社協として保証人にはなれない旨を説明した。身元保証人がいないのであれば契約更新を出来ないと言われ、一般財団法人高齢者住宅財団の利用を調整した。
<ul style="list-style-type: none"> ・医療行為の同意・入院費等の支払・延命措置の可否 ・亡くなった後の対応(遺体搬出先、支払い等)
医療処置の同意書へのサイン・施設入所の保証人
対象者に身元保証人を求められない施設を紹介した事例がある。
日常生活自立支援事業を利用していることにより、身元保証人になることを求められた。
法人後見、被後見人が老健に入る際に後見人が身元保証人になれない。親族が疎遠なので保証人になれないと伝えたら、入所を断られた。
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡先 ・転院、退院の同意 ・治療費の支払い ・IC、ムンテラの同意
<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所ができない ・入院先・転院先が見つかりにくい
<ul style="list-style-type: none"> ・身元保証人になって欲しいと相談があった ・施設入所の検討時。
<ul style="list-style-type: none"> ・入院時や入所時に身元保証人欄への署名を依頼されることが多い
介護サービスが受けたいのに、身元保証人がいないので、受けられず、症状が悪化した。
死後の支払い、郵便物の管理、自宅の管理及び処分など
各部門に確認。相談事業担当者の多くが経験しており、対応に苦慮している。なお、保証人を引き受けていただくために、利用者自ら一般社団法人との契約を結ばれ、日常生活自立支援事業を解約したことがある。他県の団体のため本会も把握がなかったことから解約後の利用者の生活について不安を感じたことがある。

Q5-3 入所や入院ができなかった施設等の種類を教えてください（複数回答可）

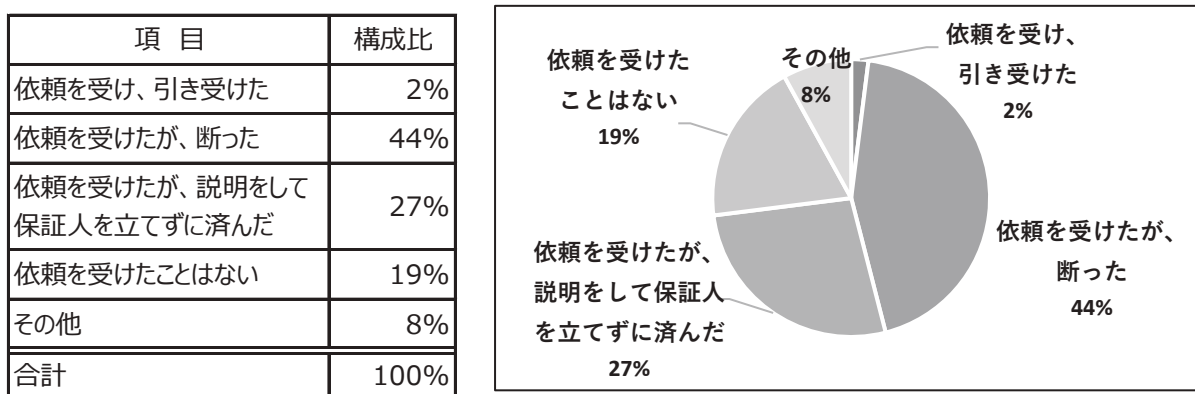


入院や入所ができなかった施設は「介護老人福祉施設」(約21%)に次いで「医療機関」(約20%)が多く、「認知症型共同介護」と「サービス付き高齢者住宅」が同数(約12%)となっている。

<その他の内容>

- ・相談者に後見人の話を施設等にしてもらい、その後最終的に入所・入院ができなかった施設等があるかはわからない。
- ・「相談後」が不明
- ・軽費老人ホーム

Q5-4 施設や病院等から、身元保証人を引き受けてくれないかと依頼されたことはありますか。その時の対応を教えてください。（複数回答可）



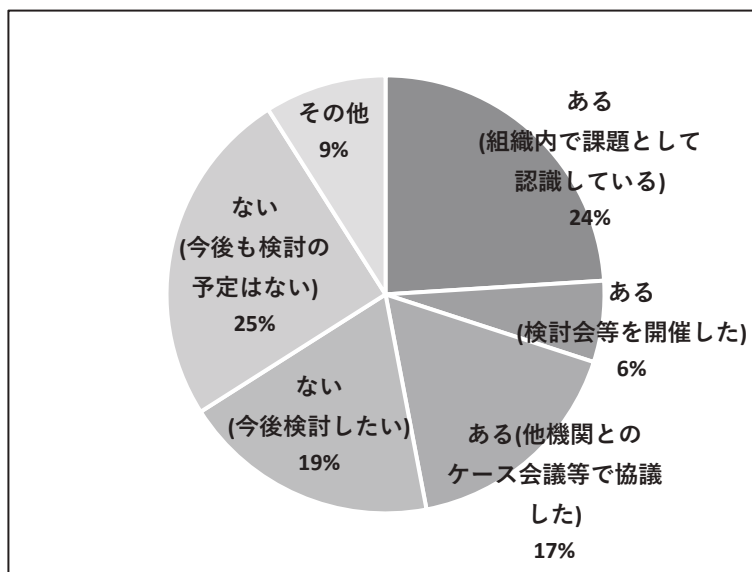
約半数の社協が依頼された経験がある。

<その他の内容>

- ・施設が求める「身許保証」の内容を確認し、成年後見制度利用で解決できる部分については、制度利用を提案した。
- ・住民参加型在宅福祉サービスで支援をした際に保証人欄に社協職員の名前を記載された。その後病院に連絡し説明を行い保証人を立てずに入院が出来た。
- ・社会福祉協議会が、対応可能時間内である、サービスなどは、社協ができる限りサポートすることを約束し、サービスを受けることができた。
- ・支払援助を実施することで、入院・入所の保証人については可能な限り親族に求めたり、施設や病院等側に理解を求めている。

Q6 過去に貴社協内で「身元保証」について、話し合ったことはありますか（複数回答可）

項目	構成比
ある (組織内で課題として認識している)	24%
ある (検討会等を開催した)	6%
ある(他機関とのケース会議等で協議した)	17%
ない (今後検討したい)	19%
ない (今後も検討の予定はない)	25%
その他	9%
合計	100%



身元保証について「話し合ったことがあり、組織内で課題として検討している」と「話し合ったことはなく、今後も検討する予定はない」と回答した割合が各々約4分の1を占めている。

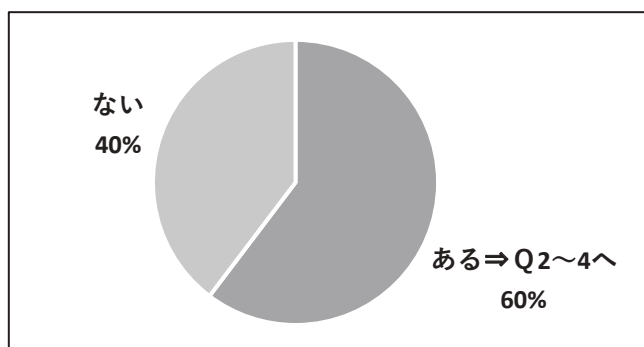
<その他の内容>

- ・課内で検討
- ・成年後見制度利用により解結する問題については、申立てを促すことや、本会が法人として後見人等を受任することで対応していく方針としている。
- ・権利擁護事業の運営委員会で身元保証についての問い合わせがあった件を相談し、弁護士、司法書士他専門職に助言を求めた
- ・職員間で話題に出た程度
- ・他機関との研修会を開催した。
- ・あんサボから後見等への移行がある場合に、検討したり相談することが必要だと思う。

【3.死後事務について】（期間：おおむね5年間）

Q1 本人やそのご家族から、死後事務に関する相談を受けたことがありますか

項目	回答数
ある⇒Q2～4へ	38
ない	25
合計	63

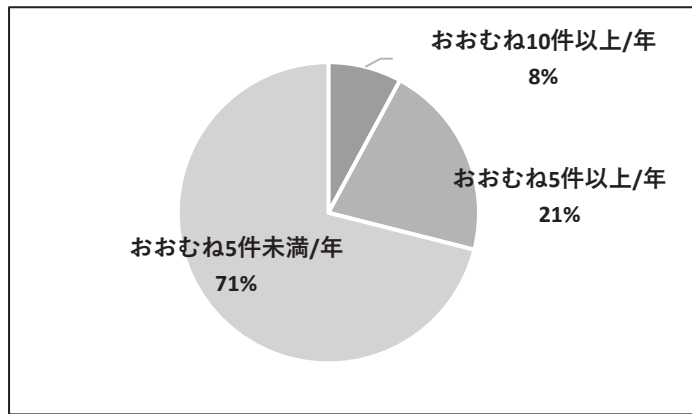


死後事務に関する相談を受けたことがあると回答したのは約6割である。

Q2 相談の件数はどのくらいありますか

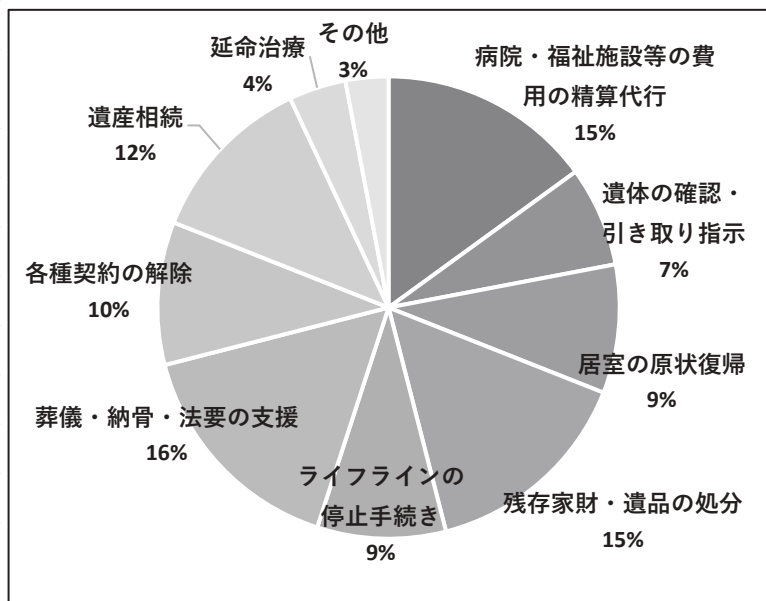
項目	回答数
おおむね10件以上/年	3
おおむね5件以上/年	8
おおむね5件未満/年	27
合計	38

7割強が相談件数は年間5件未満と回答している。



Q3 どのような相談内容でしたか（複数回答可）

項目	構成比
病院・福祉施設等の費用の精算代行	15%
遺体の確認・引き取り指示	7%
居室の原状復帰	9%
残存家財・遺品の処分	15%
ライフラインの停止手続き	9%
葬儀・納骨・法要の支援	16%
各種契約の解除	10%
遺産相続	12%
延命治療	4%
その他	3%
合計	100%



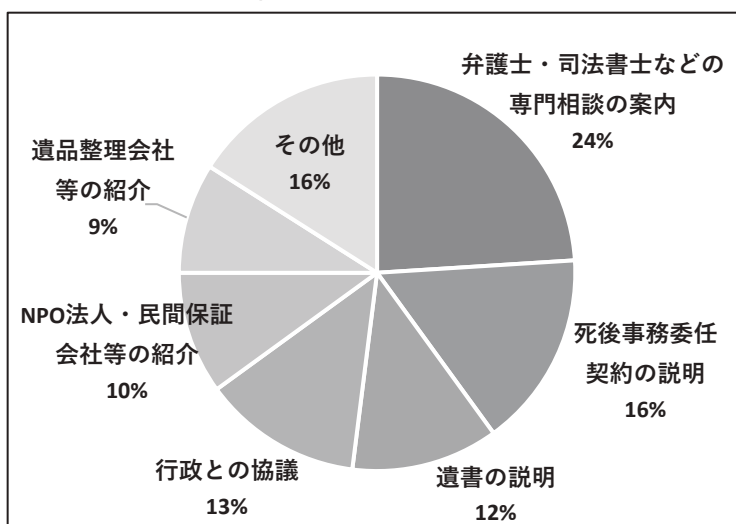
死後事務の相談内容は「葬儀・納骨・法要の支援」が最も多く、「病院・福祉施設等の費用の精算代行」「残存家財・遺産の処分」が同じ割合で続いている。

<その他の内容>

- ・金融機関での相続手続きについて
- ・遺産の引き渡し
- ・死後事務委任契約をしてくれる司法書士や行政書士を紹介してほしい。
- ・葬儀

Q4 相談を受けた場合の対応について教えてください（複数回答可）

項目	構成比
弁護士・司法書士などの専門相談の案内	24%
死後事務委任契約の説明	16%
遺書の説明	12%
行政との協議	13%
NPO法人・民間保証会社等の紹介	10%
遺品整理会社等の紹介	9%
その他	16%
合計	100%



死後事務に関する相談を受けた場合、

「弁護士・司法書士などの専門相談の案内」によって対応している社協は約24%で最も多い。

<NPO法人・民間保証会社等の具体名、意見>

- ・NPO法人三松会
- ・NPO法人つばき
- ・成年後見センター
- ・みらい事業（NPO法人たくみ）
- ・NPO法人お茶の子彩彩
- ・NPO法人 埼玉成年後見支援センター
- ・NPO法人きずなの会
- ・こころネット
- ・本人が入院中で賃貸アパートに戻るときが困難な状態の場合に、本人承諾の下で便利屋さんへ依頼し、居室の原状復帰をしたことがある
- ・しんらいふ

<その他の内容>

- ・成年後見制度の死後事務申立てにて対応
- ・入所先・入院先
- ・各社問い合わせ先と手続きの確認方法を情報提供
- ・親族へお願いする
- ・後見人等の死後事務の説明
- ・社協事業「みまもり・あんしん事業」の紹介
- ・成年後見制度における後見人の権限とされた死後事務で対応できる相談内容の場合は、成年後見制度の利用を提案した。
- ・検討中
- ・成年後見人として行う死後事務の説明
- ・専門職の紹介・案内にとどまらず、その後も連携支援を続けている
- ・本会事業の説明
- ・生前に契約できる葬儀会社の紹介
- ・相続人ではない関係者(元妻)が関わっているので、その方に可能な限り死後事務を行ってもらおう方向ですすめた。
- ・葬儀等サポート、専門家との話合いの仲介
- ・最終的には親族に伝え、引き継いだ。

【3.その他】

住み慣れた地域に最後まで住み続けるために必要な身元保証や死後事務について、どのような保証制度や機能があるとよいと思いますか（主な意見）

○行政機関が取り組む

- ・単身高齢者の死後事務を自治体が引き受ける
- ・成年後見人が選任されるまで行政機関が代行する
- ・事前に登録しておくことで行政機関が介入できるようにする

○社協が取り組む

- ・保証が何を意味するのかにもよるが、料金の担保でなければ社協が保証事業に取り組むことは望ましい
- ・日常生活自立支援事業や成年後見制度（法人後見事業）で担える部分については、対応できるよう社協内の機能を維持していく。亡くなった後のことを心配しないで生活できるように日常生活自立支援事業の前後（日常の見守り+死後事務）が提供できるとよい
- ・身元保証人がいても家族が障害などで何もできない方もたくさんいる。そういった案件を普段からサポートしている社協がお手伝いできればよいと思う。誰もいなければ社協がサポートするしかない現状である。

○社会福祉施設全般で補助金や利用料を活用しながら身元保証や死後事務ができる機能があればよい。

○元気なうちから自分の人生や死後について考えたり、情報を提供する場が必要。身体的な介護予防だけではなく、身元保証や死後事務について自身で事前に動いていける仕組みも必要。終活セミナーや任意後見制度の周知が必要。

○身寄りがあるが、遠方であまり関われない、関係が悪く疎遠になっているケースが多いため、身寄りがある上でその方から依頼されて代行するような制度があるとスムーズにいくのではないかと。ただし、本来は親族が行うべきことなので、安易に制度をつくることによって、かえって親族の関わりがなくなる悪循環になることも危惧される。

身元保証や死後事務について、課題と感じていることがあれば教えてください（主な意見）

（全般）

- 対応する人や機関が決まるまでに時間がかかる。
- 成年後見人がついたとしても、身元保証人にはなれない。死後事務についても対応できない。
- 医療機関や施設において、身元保証人の根拠や位置づけが不明確なことがある。
- 身寄りがいない方や親族と疎遠な方は、生活保護の受給や成年後見人等が選任されていないと施設入所を断られるケースがあり、本人が安心して生活できる場（選択）が限られてしまう。
- 保証人がいなければ、いなくても入院、入所できる場所を探すため、入院、入所先の選択肢が少なくなっている。
- 民間の保証会社を紹介してほしいと言われても、信頼できる場所かわからない。
費用が高額であり、ある程度財産に余裕がある人にしか勧められない。適切な金額が不明。
→社協でやってほしいと言われる。

(社協での実施を検討した場合)

- 十分な予算（人員）の確保、夜間・休日の対応体制の確立、職員の知識習得の機会は最低限必要。
- 高度な法律の知識が必要になると思われるため、バックアップ機関等の体制を整えることが必要。
- 職員の負担感が大きい。料金（負債）の負担を求められてしまうとリスクが大きい。支援に入ってこなかった親族が死後に出てくる、異論を申し立てるなど
- 死後の事務として、財産、負の財産の取り扱いが難しい、身元保証中に有事があった際、親族から訴えられた場合の対応が難しい
- 身元保証の内容を限定して明確にしておかないと、医療同意や入院が長期間となったり、本人の意志が確認できない状態になった場合など身元引き取りや入院費の支払いなど幅広く法的受任を問われる場合がある。死後の相続に関する手続きや本人への債務への対応などを求められる場合が考えられるため、内容を限定しておく必要がある。
- 多額の預託金の預かり等、法人の責任が重い。
- 採算性に疑問があり、事業として単独で成り立つのか不安。
- 行政や関係機関とで調整が行えておらず、役割分担が未確認。

身元保証サービスを貴社協で実施する場合、どのような事業を組み合わせる事が可能ですか。
(主な意見)

- 日常生活自立支援事業
- 法人後見事業
- 成年後見センター運営事業
- 生活支援体制整備事業
- 家事サービス事業
- 住民参加型在宅福祉サービス
- 終活の一環としてライフプラン（エンディングノート）の作成を支援しつつ委任契約や死後事務契約を行える事業が出来るのが理想だが、マンパワー不足や財源の課題がある。
- 土業の有資格者による後見制度とあんしんサポートねっとの組み合わせ
- 葬儀会社やお寺等の共同による事業展開を希望

高齢者くらしあんしん事業のご案内



「今は元気だけど、ひとり暮らしで入院や施設入所するときに保証人を立てることができない。」
「もしも自分が死んだら、誰が、どうやって対応してくれるのか不安…。」

高齢者くらしあんしん事業は、このような将来的な心配ごとに備えるために、元気なうちに契約を結び、必要な時にサービスを利用できる事業です。

ひとり暮らしなどの高齢者とさいたま市社会福祉協議会が事前に契約し、入院や施設入所時の保証機能や支援を行います。また、判断能力の低下や死後の準備など将来的に直面する問題についても、ご相談に応じ、一緒に考えて行きます。

住み慣れた地域で、安心して自立した生活を続けることができるようお手伝いします。

社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会
高齢・障害者権利擁護センター

▶お手伝いできること

定期生活相談サービスによる見守りを基本として、入院や施設入所が必要なときには、保証人に準じたお手伝いをします。また、大切な書類等の預かりもします。

●基本提供サービス

定期生活相談サービス

- ・電話又は訪問により定期的に生活状況を確認します。
- ・日常生活のご相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。

●任意提供サービス

日常生活支援サービス

【日常生活支援】

- ・日常生活上の手続き援助
- ・日常生活上使用する金銭の払戻しと支払い

【入院時等支援】

- ・入院中の必要物品のお届け
- ・入院中の自宅への立ち入りと保全郵便物等のお届け 等

書類等預かりサービス

通帳、証書等の重要書類のお預かり

保証機能サービス

【入院時保証機能】

入院に際しての保証人に準ずる支援

【施設入所時保証機能】

施設入所に際しての保証人に準ずる支援

【死亡時事務手続き】

死亡時の葬儀・埋葬等に関する支援

▶利用できる方

さいたま市在住（※1）で、契約内容をしっかりと理解できる65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯の方で、次の条件をすべて満たす方

- 支援可能な親族がない
- 居住用不動産（※2）を除く資産が3,000万円以下（※3）
- 住民税が非課税又は課税総所得額が160万円以下
- 生活保護法による保護を受けていない
- 不動産収入がない
- 負債がない

※1 住民票がさいたま市にあり、実際にさいたま市に居住している方が対象です。

※2 現在、実際にお住まいの住宅を指します。

※3 個人単位の上限となります。

▶費用

預託金

預託金は、判断能力の低下等により、入院・入所費用の支払いができなくなった場合、その費用を支払うために契約時にお預かりするお金です。契約終了時に残金は返金します。

預託金の金額は、利用者とさいたま市社会福祉協議会とで契約前に相談し、決定します。

種類	金額の範囲	目安
病院への入院に係る費用	30万円～60万円	入院費用月額3か月分を目安とする
施設への入所に係る費用	0円～45万円	施設利用料の3か月分を目安とする
葬儀・埋葬等に係る費用	20万円～35万円	
その他、利用者と本会が協議の上定める費用	0円～10万円	

利用料

基本利用料として 12,000円(年額) ががかかります。

その他の利用料として、各サービスの利用に応じて、下表の料金がかかります。

契約を締結するまでの相談等は無料です。

日常生活支援サービス	1時間1,500円 以降30分毎750円
書類預かりサービス	月額1,000円 月単位とし、日割計算は行わない。
保証機能サービス	1時間1,500円 以降30分毎750円

※基本利用料は前納とし、その他の利用料は、毎月月末締め翌月払いとします。

※市外への出張を伴う支援の場合、交通費実費を加算します。

▶利用までの流れ

相談・説明

- まずは高齢・障害者権利擁護センターにお電話にてご相談ください。事業の詳しい内容についてご説明いたします。

申込み

- 申込書に必要事項を記入の上、必要書類を添えてご提出ください。提出の際は面談を行いますので、ご連絡ください。

調査

- 事業の利用に向けた調査を行います。
- 調査内容は、利用希望者の身体、生活、家族、資産、支援等に関することなどを聞き取り、サービス内容を決めていきます。

審査

- 調査結果に基づき、契約可能かどうか審査を行います。

公正証書遺言の作成

- 死亡後の対応について明らかにした公正証書遺言を作成していただきます。
- 作成には費用がかかります。

契約

- さいたま市社会福祉協議会と契約を締結します。
- 契約締結時に、契約書で定めた預託金をお預かりし、支援が開始されます。

▶お問い合わせ・ご相談

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 高齢・障害者権利擁護センター

〒330-0061

さいたま市浦和区常盤9-30-22

浦和ふれあい館内

電話 048-835-5281

FAX 048-835-5282

受付時間 午前8:30～午後5:15

(土・日・祝祭日・年末年始を除く)



令和2年8月11日から令和3年3月下旬まで一時移転いたします。

ご相談いただく際は、まずは電話などでお問い合わせ下さい。

住み慣れた「越谷」で、安心した生活を

「不安を安心」へ
わたしの未来計画

孤立防止事業

みまもり
あんしん
事業

埼玉県共同募金会「共同募金重点助成事業」

一緒に考え
ましょう。

相談は無料です。
お気軽にご相談ください。
あなたの秘密は守ります。

どうしよう困ったな

- ☑ 入院・入所時に、保証人になってくれる人がいない。
- ☑ 定期的に見守りをしてほしい。
- ☑ 自分が亡くなったとき、葬儀等を頼む人がいない。
- ☑ 信頼できるところに任せたい。

社会福祉法人
越谷市社会福祉協議会

成年後見センターこしがや

事業の目的

親族を頼れない等の理由で将来に不安を抱える一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯を対象に、孤立せず、地域で安心して自立した生活が送れるようお手伝いをします。



サービス内容

基本事業

みまもりサービス (必須サービス)



定期的に自宅を訪問し、見守りと安否確認をします。
日常生活の相談・情報提供および助言をします。



選択事業

あんしんサービス

個別支援サービス

日常生活支援



- 日常生活上の手続き支援を行います。
- 日常的な金銭管理を行います。

臨時の支援



- 入院する際、入院中必要となる物品をお届けします。
- 入院中の自宅に届いた郵便物をお届けします。
- その他、臨時で必要となる事務手続きおよび支払い手続きを行います。

公正証書遺言書作成支援



- 公正証書遺言書の作成に必要な書類等の手続き支援を行います。
- 公証役場へ同行します。
- 専門職の情報提供や相談窓口へ同行します。

死後事務手続きサービス

葬儀、埋葬等手続き支援



- 死亡時の葬儀、埋葬等に要する手続き支援を行います。
- 預託金による葬儀、埋葬費用の支払い手続きを行います。

※時間外は、電話対応のみとなります。

その他必要と認められる手続き支援

- 利用者と協議のうえ、特に必要と認められる費用の支払い手続きを行います。

保証サービス



病院入院時保証



- 入院する際、指定連絡先等へ連絡します。
 - 入院する際、入院中、退院する際の説明の立ち会いおよび保証人に準ずる事務手続きを行います。
 - 預貯金から払戻しができないとき、預託金による入院費用の支払い手続きを行います。
- ※時間外は、電話対応のみとなります。

施設入所時保証



- 入所説明時の立ち会いおよび保証人に準ずる事務手続きを行います。
- 預貯金から払い戻しができないとき、預託金による入所費用の支払い手続きを行います。

書類等預かりサービス

日常書類等の預かり



- 日常的に使用する通帳等を預かります。
 - 入院する際の貴重品等を預かります。
- ※お預かりする通帳は原則1冊、預貯金額は、おおむね100万円以下です。

重要書類等の預かり



- 重要書類等(年金証書、権利書など)を預かります。
- ※現金、貴金属は対象外です。

※「保証サービス」「死後事務手続きサービス」「書類等預かりサービス」を利用するときは、引受人(推定相続人)または公正証書遺言書において遺言執行者の指定が必要です。

利用できる方

65歳以上の一人暮らしまたは夫婦のみの世帯で、次のすべてに該当する方

- ☑ 越谷市内に住所があり、現にお住まいの方
- ☑ 親族に支援者がいなく、将来に不安を抱えている方
- ☑ 契約の内容を判断することができる方
- ☑ 生活保護を受けていない方

利用料

入会金 …………… 10,000円

会 費 …………… 月額 / 5,000円 (月の途中での返金はしません。)

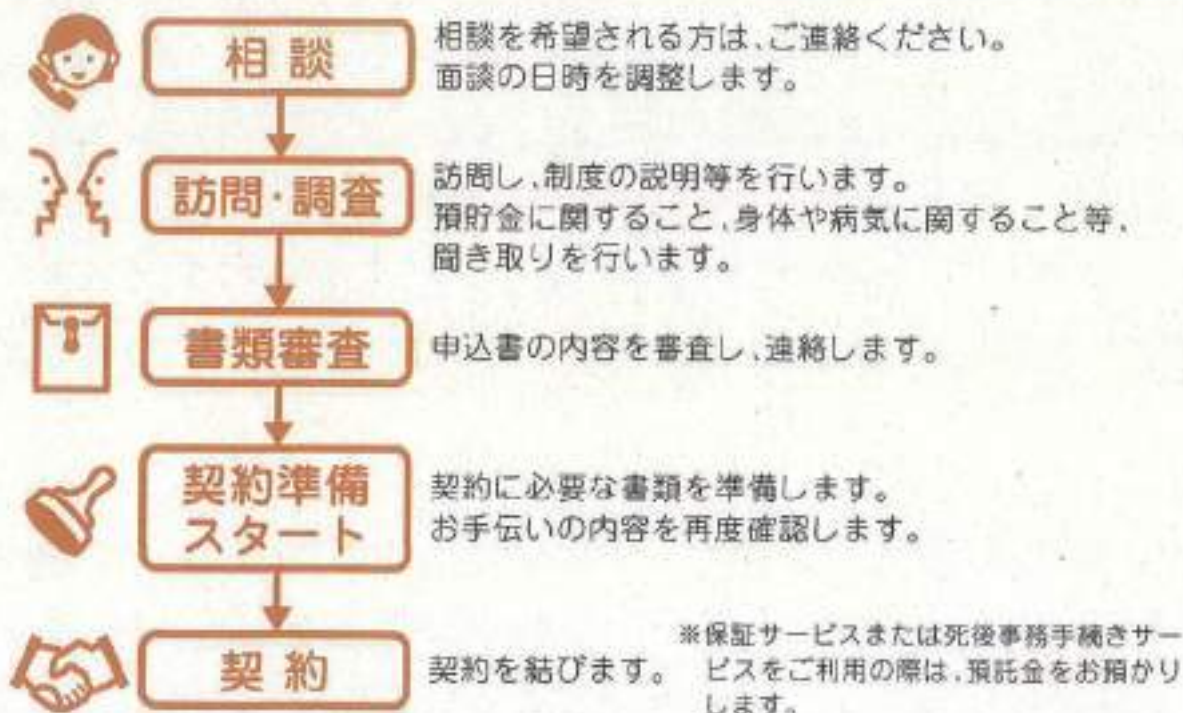


サービス利用料

	サービス内容	利用料	預託金
みまもりサービス 基本事業	みまもりサービス (必須サービス)	月2回まで無料 月3回目以降は 1,200円/回 (1回1時間まで)	
	個別支援サービス	1,200円/時間 以降30分ごとに 600円加算	
あんしんサービス 選択事業	保証サービス	預託金の5%	病院入院時 保証 450,000円以上 3,000,000円以下
			施設入所時 保証 600,000円以上 3,000,000円以下
	死後 事務手続き サービス	葬儀、埋葬等 手続き支援 10万円に預託金の 5%を加算した額	葬儀、埋葬に必要な 経費(業者見積もり額) 利用者と協議のうえ、 定める額
	書類等預かりサービス	1,000円/月	

※援助の移動に係る交通費は、利用者負担となります。

ご利用までの流れ



まずは、越谷市社会福祉協議会

「成年後見センターこしがや」にご相談ください。

越谷市社協マスコット
「ハートん」



ご相談・お問い合わせ

社会福祉法人
越谷市社会福祉協議会

成年後見センター
こしがや

〒343-0813
越谷市越ヶ谷四丁目1番1号
越谷市中央市民会館1階

☎048-966-2281

FAX 048-965-3855

越谷社協

<http://www.koshigaya-syakyo.com>

受付時間 月曜日から金曜日までの
午前8時30分から午後5時まで(祝日・年末年始は除く。)

ご案内図



平成26年8月発行

「身元保証」や 「お亡くなりになられた後」を 支援するサービスの契約を お考えのみなさまへ



- 日々の暮らしの中でちょっとした手伝いをしてほしい
- 入院や施設入所で「保証人が必要」と言われて困っている
- 自分が亡くなった後の葬儀・遺品整理が不安

このような思いをお持ちの方を支援する「高齢者サポートサービス」を提供する事業者があります。内容や契約方法、料金等は様々であり、利用にあたってトラブルにならないよう、事前によく確認することが重要です。

このパンフレットでは、サービスの利用を考えている方向けに、事業者やサービス内容を選ぶ上で注意すべきポイントをお伝えします。

🌱 高齢者サポートサービスとは？

- ◆ お一人暮らしの高齢者、お子さんがいらっしゃらなかったり、遠くにお住いの高齢者の方は、医療機関への入院・介護施設等への入居の際の身元保証人（身元引受人）の手配や、亡くなった後の葬儀の手配や遺品整理について不安を抱えることが多くあります。
- ◆ そのほかにも、日々の見守りなどこまごまとしたことをしてくれたり、気軽に相談に乗ってくれたりする人を必要とすることがあります。
- ◆ こういった要望に応えて、有償でこれらの不安にこたえるサービスが「高齢者サポートサービス」です。具体的には、以下のようなサービスが含まれます。

※常に以下の3つ全てが提供されるわけではなく、事業者によってサービスの組み合わせが異なるのでご注意ください。

①日常生活支援サービス



親族に急な連絡をしたい、お買い物の手伝いをして欲しい

(サービス内容)

緊急時の親族への連絡や、買い物の手伝いなどを行います

②身元保証サービス



病院や施設に入りたいが、「保証人が必要」と言われてしまった

(サービス内容)

医療機関や介護施設等に入る際の費用の支払いを保証します

③死後事務サービス



自分がもし死んだら、部屋の退去や病院の支払いはどうしたら良いのだろう・・・

(サービス内容)

遺体の確認・引き取り、住んでいた部屋の原状回復などをします

高齢者サポートサービスを契約する前に… 「身元保証」や「死後事務」にまつわる基礎知識

（身元保証に関する基礎知識）

- ◆ 身元保証サービスは、入院や介護施設への入所に際して、お金等の心配がある方のために、支払を一時的に立て替えたり、緊急時の連絡先になったりしてくれるサービスです。
- ◆ その際に支払いを一時的に立て替えたり、緊急時の連絡先になってくれる人を身元保証人と言います。
- ◆ 基本的に身元保証人がいなくても入院や介護施設等への入居は可能です。

（死後事務に関する基礎知識）

- ◆ 死後事務サービスとは、家族・親族など身寄りがない方が亡くなられた後に、葬儀や入院・入所費用の支払いなどの事務手続きを代行してもらうことができるサービスです。
- ◆ 高齢者サポートサービスの提供事業者以外にも、地域によっては自治体や社会福祉協議会、あるいは弁護士・司法書士が死後事務の支援を提供している場合もあります。



（もしもの時に直面しがちなこと）

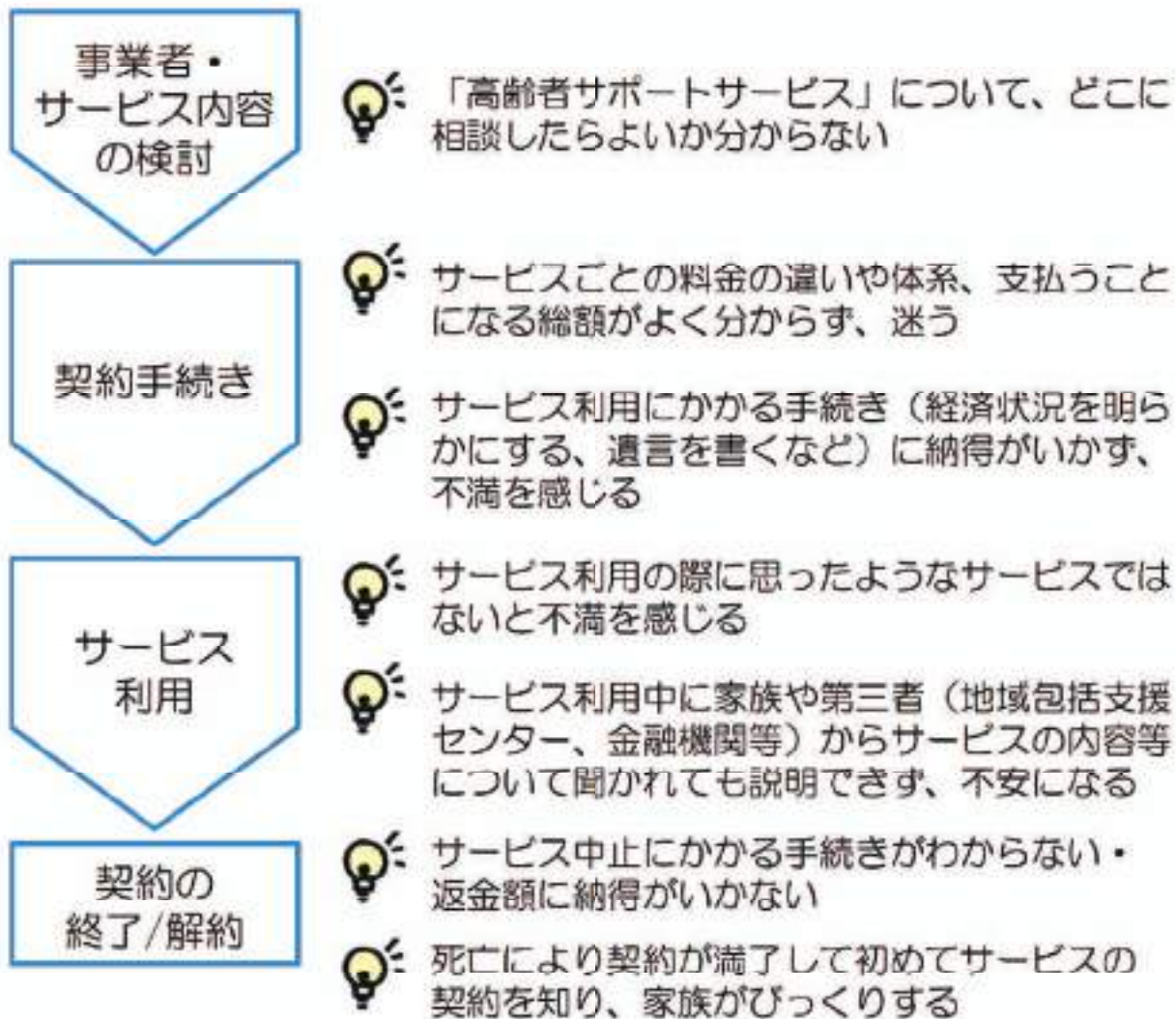
- 入院にあたって病院から身元保証人（身元引受人）を求められた
- 自分に何かあった時に親族に連絡できない



お悩みごとを抱えて誰に相談したら良いか分からない時は、すぐに契約するのではなく、本当に高齢者サポートサービスが必要かどうかを含め、まずは地域包括支援センターに相談しましょう。

高年齢者サポートサービス利用の基本の手続きと 起こりがちな悩み・トラブル

- ◆ 「高年齢者サポートサービス」を利用する際は、以下の手続きが基本となりますが、次のような悩み・トラブルが起こる場合があることに注意が必要です。



（悩みやトラブルの例）




手術を受けたいけれど、もう保証人を頼める人がいない



姪に迷惑をかけたくなくて契約したのに、騙されているかもしれないと怒られてしまった

入院した時に保証人を契約したけれど、料金が低い




 高齢者サポートサービスを利用する時は
以下の点をよく確認しましょう！



- ◆ 事業者と話し合う前に、自分でも以下のような点をよく考えてみましょう。

※ 自ら情報を集め、判断し、意思決定することに不安がある場合は、意思決定を支援する仕組みも利用できます。詳しくはp8の相談先にご相談ください。

 以下をチェック！

① 要望の
整理
(p6へ)

- 自分が何をしてほしいか明確にする。
(生活支援・身元保証・死後事務、その内容)

② 支払い能力の見極め
(p6へ)

- 利用のたびにお金がかかるサービス、月ごとの手数料がかかるサービスの場合、使う可能性がある期間(例えば平均余命)を想定して総額を計算してみる。
- 自分の資産状況と照らし合わせて、支払えるかどうかを検討する。

③ サービス内容の確認
(p7へ)

- 自分がしてほしいこと、期待することを明確にして事業者伝える。
- 事業者ができないことは何か確認し、納得した上で書面に残す。
- また、契約書(案)の内容は変更することができる場合もあるので、積極的に希望を出す。

④ 今後のことを考えて
(p7へ)

- 自分の認知能力・身体能力が衰えた時にも適切なサポートが受けられるよう、誰と何の契約をしているかについて書面に残し、緊急連絡先等と共にわかりやすいところに保管する。
- 契約の内容を変更したり、解約したりする場合の手続きを文書で説明してもらい、確認する。



不安がある時は公的な相談機関である「消費生活センター」などに相談しましょう。

ここでは、よくある相談事例を紹介しつつ、高齢者サポートサービスの利用を考えている方の主な不安と、チェックポイントを紹介します。

チェックポイント① 要望の整理

- ◆ 老後の不安は誰もが持っているものです。
- ◆ サービスを契約する前に、ご自身は何が心配なのか、何をサービスに期待するのかを考えてみましょう。

(相談事例)

Aさんはご高齢の夫婦2人暮らしです。子どもはおらず、知り合いも減ってきて、これからのことを考えると不安になりますが、頼りになる相手がいませんでした。

そんな時、テレビで、会費を払えば困ったときに助けてくれる高齢者サポートサービスがあることを知りました。

夫婦2人で地域包括支援センターに相談し、話し合った結果、病院に入院したときの身元保証、死後の事務手続き、体調が悪くなったときの生活支援を利用したいと思い、高齢者サポートサービスの検討をはじめました。

チェックポイント② 支払い能力の見極め

- ◆ 高齢者サポートサービスには、利用するたびにお金がかかるものや、毎月一定額のお金がかかるものがあります。
- ◆ ご自身が何をどのくらい利用しそうか考えてみましょう。

(相談事例)

Bさんは1人暮らしです。少額の貯蓄と年金があり、普段の暮らしには困っていませんでした。入院した時に保証人が必要と言われ、病院で情報提供を受けて高齢者サポートサービスを契約しました。

退院後にも継続できる契約だったので、続けるのかと聞かれて不安になり、消費生活センターに相談しました。事業者から改めて説明を聞き、自分の年金・貯蓄額を比べた結果、自分でも支払える金額だと納得し、契約を継続することにしました。

チェックポイント③ サービス内容の確認

- ◆ 高齢者サポートサービスの生活支援は、緊急時専用だったり、他と比べて割高になることがあります。
- ◆ ご自分が受けたいサービスが利用できるか、具体的な例で確認しましょう。

(相談事例)

Cさんは1人暮らしです。元気ですが、歳を取るにつれて、誰かに手伝って欲しいと思うことが増えてきました。いざというときのことも心配です。

そんなとき、雑誌で高齢者サポートサービスを知りました。身元保証や死後の事務をサポートしてくれるのはありがたかったですが、自分の住む地域では日常生活支援のサービスを提供できないと回答があったので、身元保証と死後事務のみの契約とし、日常生活支援のサービスは別の事業者を探してそちらを利用することにしました。

チェックポイント④ リスクへの備え

- ◆ もしものときは、せっかくの備えを自分で周りに伝えることができなくなることがあります。
- ◆ 契約しているサービスの内容や連絡先を、わかりやすいところに掲示しておくのも一つの手段です。

(相談事例)

Dさんのお父さんは、遠方で1人で暮らしています。先日、玄関で倒れているところを近所の方が見つけて入院しました。幸い、一命をとりとめました。

Dさんは、この時初めてお父さんが高齢者サポートサービスを契約していることを知りました。Dさんは高齢者サポートサービスを知らなかったので不安になり、お父さんと話し合いました。その結果、今度またいざという時に迅速に入院手続きを含め対応できるよう、契約している高齢者サポートサービスの連絡先を冷蔵庫に貼り付けておくことにしました。

相談先のご紹介

- ◆ 保証人を求められた時など何か困った時には、自分だけで抱え込まず、お住まいの地域にある支援機関に相談しましょう。

<地域包括支援センター>

どこに相談すれば良いか分からない時は、まずはお住まいの地域の地域包括支援センターに相談してください。

<消費生活センター>

契約に関することで分からない時は、お住まいの地域のお近くの消費生活センターに相談してください。

身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインについて

● 背景

- 少子高齢化の進展により、人口減少社会に突入しており、単身世帯の増加、親族の減少、近隣関係の希薄化がみられる。
- 一人暮らしの高齢者等を対象とした、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスを提供する新しい事業形態（以下「身元保証等高齢者サポート事業」という。）が生まれている。
- 身元保証等高齢者サポート事業については、指導監督に当たる行政機関が必ずしも明確ではなく、実際に、身元保証等高齢者サポート事業に係る事業者の経営破綻により、サービスの提供が受けられず、預託金も返還されないという事態が生じている。

- 今後、認知症高齢者の増加や単身世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。
- しかしながら、現在の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等と比べて著しく少ない。
- 成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できていないケースも多いと指摘がなされている。
- 近年、医療や救急等の現場において、認知症高齢者、知的障害者その他医療・介護等を受けるに当たりに意思決定することが困難な人に、必要な対応がなされていないケースも生じているとの指摘がある。

○ 「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」（平成29年1月消費者委員会）

建議事項 2

厚生労働省は、高齢者が安心して病院・福祉施設等に入院・入所することができるよう、以下の取組を行うことと。

(1) 病院・介護保険施設が身元保証人等のいないことのみを理由に、入院・入所等を拒む等の取扱いを行うこととしないよう措置を講ずること。

(2) 病院・福祉施設等が身元保証人等に求める役割等の実態を把握すること。その上で、求められる役割の必要性、その役割に対応することが可能な既存の制度及びサービスを、必要に応じて、病院・福祉施設等及び都道府県等に示すこと。求められる役割に対応する既存の制度やサービスがない場合には、必要な対応策を検討すること。

○ 「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月）

2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等

- (2) 今後の施策の目標等
 - ② 今後取り組むべきその他の重要施策ア) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等
 - 成年被後見人等であって、医療・介護等を受けるに当たり意思決定することが困難な人が、円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにするための支援の在り方と、その中における成年後見人等の事務の範囲について、具体的な検討を進め、必要な措置が講じられる必要がある。

3 成年後見制度利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

- (6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討
 - ③ 今後の方向性
 - 今後、政府においては、このような考え方を基本として、人生の最終段階における医療に係る意思確認の方法や医療内容の決定手続きを示した「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容や、
 - ・ 人生の最終段階における医療や療養について患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセス（アドバンス・ケア・プランニング）の考え方も参考に、医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討を進めるべきである。

医療の現場における「身元保証・身元引受等」の役割や成年後見制度について、実態把握をする必要性。

身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援 に関するガイドラインについてく概要

ガイドラインの読み手

医療機関で勤務する職員の方々

ガイドラインの支援の対象者

身寄りがない人：身寄りがない人に加えて、
例えば次のような人を想定

- ① 家族や親類へ連絡がつかない状況にある人
- ② 家族の支援が得られない人

医療機関が「身元保証・身元引受等」に求めている機能・役割

- ① 緊急の連絡先に関すること
- ② 入院計画書に関すること
- ③ 入院中に必要な物品の準備に関すること
- ④ 入院費等に関すること
- ⑤ 退院支援に関すること
- ⑥ (死亡時の) 遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること

※「身元保証・身元引受等」に対して医療行為の同意をする役割を期待している事例もあるが、医療行為の同意については、本人の一身専属性がきわめて強いものであり、「身元保証人・身元引受人等」の第三者に同意の権限はないものと考えられる（具体的な対応については、右欄「医療に係る意思決定が困難な場合に求められること」参照）。

身寄りがない人への対応

次の(1)～(3)に分けて具体的な対応を明示。どの場合でも、本人の意思を確認・尊重しながら支援を行うことが原則

- (1) 判断能力が十分な場合
- (2) 判断能力が不十分で、成年後見制度を利用している場合
- (3) 判断能力が不十分で、成年後見制度を利用していない場合

医療に係る意思決定が困難な場合に求められること

(1) 医療・ケアチームや倫理委員会の活用

意思決定が求められる時点で本人の意思が確認できない場合、「人の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（平成30年3月改訂 厚生労働省）の考え方を踏まえ、関係者や医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要。また、医療機関においては、身寄りがない人へのマニュアル作成、倫理委員会の設置などの体制整備を行うことも有効。なお、直ちに救命措置を必要とするような緊急の場合には柔軟な対応をする必要。

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

(2) 成年後見人等に期待される具体的な役割

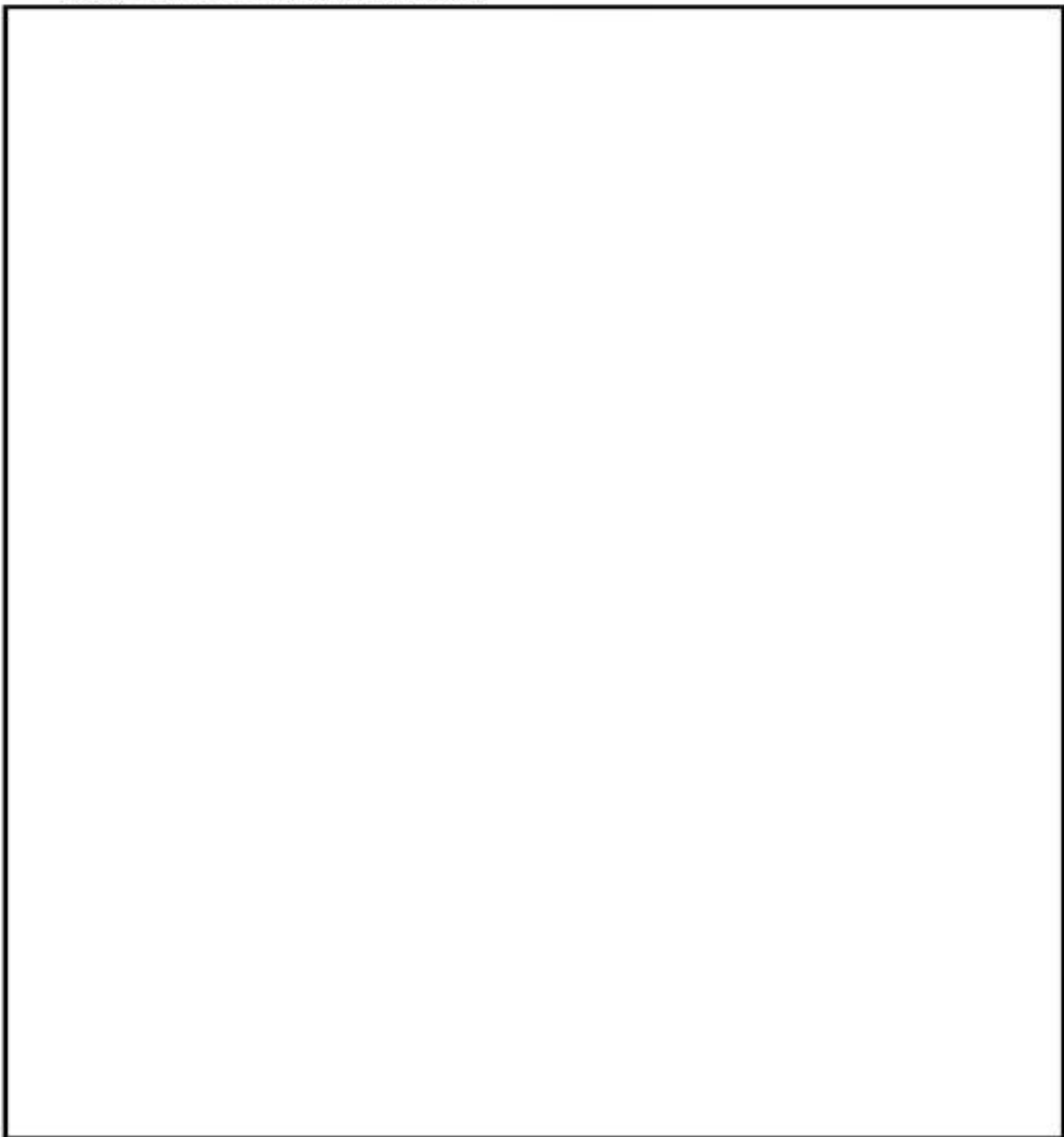
本人の意思決定が困難な場合において、成年後見人等が以下の役割を果たすことで、円滑に必要な医療を受けられるようにしていくことが重要。医療機関はこのような関わりが可能か成年後見人等に相談。

- ① **契約の締結等**
 - 必要な受診機会の確保・医療費の支払い
- ② **身上保護（適切な医療サービスの確保）**
 - 本人の医療情報の整理
- ③ **本人意思の尊重**
 - 本人が意思決定しやすい場の設定
 - 本人意思を推定するための情報提供等
 - 退院後、利用可能なサービスについての情報提供
- ④ **その他**
 - 親族への連絡・調整（親族の関与の引き出し）
 - 緊急連絡先、入院中の必要な物品等の手配、遺体・遺品の引き取り

<参考> 令和3年3月2日 東京新聞

<参考> 令和3年3月3日 東京新聞

<参考> 令和3年3月16日 日本経済新聞



○参考文献

	文献名
1	令和2年度版高齢社会白書（内閣府・令和2年7月）
2	病院・施設等における身元保証等に関する実態調査報告書（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート・平成26年10月）
3	身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての調査報告（消費者委員会・平成29年1月）
4	「身元保証」・「死後事務」サービス 「保証機能」の構築への提案—本人のための権利擁護のしくみづくりに向けて—（社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会・平成29年3月）
5	介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業（みずほ情報総研株式会社・平成30年3月）
6	身元保証などの高齢者サポートサービスをめぐる契約トラブルにご注意（独立行政法人国民生活センター・令和元年5月）
7	身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究班・2019年5月）
8	施設入所等における身元保証や死後事務等の現状と課題に関する検討会報告書（社会福祉法人香川県社会福祉協議会・平成30年5月）
9	「保障問題」・「死後事務」をめぐる課題と「保証機能」の構築に向けて（社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会・平成28年3月）
10	神奈川県内の病院における身元保証人等の状況（公益社団法人神奈川県病院協会・平成31年4月）
11	地域包括ケアシステムの構築に向けた公的介護保険外サービスの質の向上を図るための支援の在り方に関する調査研究事業報告書（株式会社日本総合研究所・平成30年3月）
12	実践 成年後見 No. 91（民事法研究会・2021年3月）
13	市町村社協における法人後見業務の手引き（埼玉県社会福祉協議会・平成31年3月）
14	成年後見法制の展望（日本評論社 p525 山崎政俊氏執筆部分・2011年4月）

身元保証等に関する検討会 開催要領

1 目的

一人暮らしで身寄りのない高齢者等が増加している背景を踏まえ、身元保証等をめぐる現状と課題、任意後見制度等の既存事業との連携、サービス実施に伴う法的リスク等を整理しながら、市町村社協での実施における課題等を調査し、より良く活用するための新たな権利擁護の仕組みの構築にかかる研究を行うことを目的とする。

2 検討事項

- (1) アンケート調査及びヒアリング・先行研究等からみた課題の整理・分析
- (2) 市町村社協での事業実施における課題の整理・分析
- (3) 報告書作成に向けての検討

3 構成員等

- (1) 検討会の構成員は10名程度とし、うち1名を座長とする。
- (2) 検討会の構成員の任期は、令和3年3月31日までとする。
- (3) 検討会は必要に応じ、関係者及びオブザーバーの参加を求めることができる。

4 開催予定回数

3回

5 事務局

検討会の庶務は、権利擁護センターが行う。

身元保証等に関する検討会 関係者

(敬称略)

◇監 修 : 弁護士 久保村 康史

◇検討会委員

◎…座長

氏 名	所属等
◎久保村 康史	埼玉弁護士会・弁護士
柴 由之	埼玉司法書士会・司法書士
山本 進	公益社団法人埼玉県社会福祉士会・社会福祉士
阿部 昇吾	介護老人福祉施設あしかり園 副施設長
山路 久彦	さいたま市大宮区障害者生活支援センターみぬま 管理者
新井 諭	草加市社会福祉協議会そうか成年後見サポートセンター所長
佐藤 久恵	越谷市社会福祉協議会成年後見センター所長
須藤 紀子	富士見市社会福祉協議会在宅福祉グループチームリーダー
野口 扶美恵	久喜市社会福祉協議会地域福祉課課長
佐藤 晶喜	蓮田市社会福祉協議会福祉グループ課長

※委員の所属等は令和3年3月末日時点。

◇協力

さいたま市社会福祉協議会 高齢・障害者権利擁護センター

◇オブザーバー

埼玉県社会福祉協議会 地域福祉部
埼玉県社会福祉協議会 生活支援部

◇事務局

埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター

全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料 (1名あたり)

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術保険金	入院中の手術		65,000円	
		外来の手術		32,500円	
	通院保険金日額		4,000円		
	地震・噴火・津波による死傷		×	○	
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		
年間保険料			350円	500円	

商品パンフレットは
コチラ



(ふくしの保険
ホームページ)

団体割引 20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

送迎サービス補償 (傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03 (3349) 5137
受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763
受付時間: 平日の9:30~17:30 (12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
傷害見舞費用			死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶ 年額保険料(掛金)		基本補償(A型)
基本補償(A型)	定員 1~50名	35,000~61,460円
	51~100名	68,270~97,000円
	以降1名~10名増ごと	1,500円
見舞費用付補償(B型)	基本補償(A型) 保険料	+
	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円	

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護師の賠償責任補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償

② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償
施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償



プラン3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 施設職員の労災上乗せ補償
● オプション: 使用者賠償責任補償
- ② 施設職員の傷害事故補償
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償
(新型コロナウイルス感染症も補償の対象となります。)
- ④ 雇用慣行賠償補償



プラン4 社会福祉法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

保険期間1年

▶ 保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 **全国社会福祉協議会**

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 TEL: 03(3349)5137
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 ▶ 株式会社 **福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
 受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)